

スウェーデンの通訳人及び翻訳人公認制度についての研究

津田 守
(大阪大学)

This paper examines the backgrounds and characteristics of the publicly certified Translators and/or Interpreters in Sweden, based on the fieldwork done under the commission of Japan's Ministry of Justice. A Swedish government institution, called Kammarkollegiet, since 1994 has been conducting the first level "Certified Interpreters" exam in selected languages, and for those who have already passed the first level, the examinations are held for "Certified Court Interpreters" and "Certified Medical Interpreters." On translation, the examinations are in two folds, one from Swedish to a foreign language, and another from a foreign language to Swedish. In 1996, the Kammarkollegiet also issued "God tolksed" (i.e., guidelines for good interpreting practice) for the practitioners. Sweden would give important lessons for Japan, in case the latter considers the introduction of a certification system in order to guarantee the quality of professional interpreters and translators for the public interests.

背景

スウェーデン王国における通訳・翻訳役務は平等、選択の自由、共生といった移民政策の目的として始まった。今日に至るまで、刑法および（刑事）訴訟法、行政手続法、国家公務員法などのもとで、スウェーデン語を解しない者には誰であろうと通訳を依頼することを権利として保障している。

通訳人を付けることは権利であると社会的にも広く認識されている。刑事事件においては、警察の取調べや裁判所の公判で通常、通訳人が使われている。また、裁判官が証拠として重要であると判断した場合には、翻訳人による書面の翻訳も行われている。

TSUDA Mamoru, "A Study of the Public Certification System for Interpreters and Translators in Sweden." *Interpretation Studies*, No. 7, December 2007, Pages 167-187.

(c) 2007 by the Japan Association for Interpretation Studies

民事事件では、通訳人の費用は保険あるいは法律扶助制度でまかなえるようになってきている。

スウェーデンには通訳人・翻訳人に関する公認制度および養成機関が存在している。認定機関であるカンマルコレギェット (*Kammarkollegiet*) が行う通訳人認定制度について、歴史的背景にも触れながら説明してみよう。

カンマルコレギェット (英語の通称は *The Legal, Financial and Administrative Services Agency*、邦訳は国家法務・財務・行政サービス庁) は 1539 年、グスタフ・ヴァーサ国王によって税の徴収や公共の会計を扱う機関として設立された。現在では近代的組織として、おもに法務、財務、行政を専門として幅広い領域で活動を行っており、その業務範囲は通訳人および翻訳人の認定、旅行保険業務認可、税金免除措置、婚姻を司る資格者の指名などにまで及んでいる。

スウェーデン政府の関わる通訳の歴史は 1940 年代に遡る。ロシア人の捕虜を取り調べる諜報将校が通訳人を必要としたのが始まりだとされている。これらは戦争捕虜を対象とした通訳だったので、通訳人の中立性は問われることはなかった。第 2 次大戦後、最も初期にスウェーデンに移住してきた労働者はイタリアからで、当時はすでにスウェーデンに移住していてスウェーデン語を習得したイタリア系の人々が、通訳や翻訳に携わった。すぐ隣国のフィンランドから労働移民が圧倒的多数であったのも特徴で、その場合にはフィンランド語の通訳者は比較的容易に見つかった。

1970 年代には、スウェーデンが移民社会になっていることが認識されるようになってきた。1976 年、スウェーデン政府は、スウェーデン語を解しない新来移民に対し、行政・司法の各方面で移民とのコミュニケーションを図っていくため、通訳人および翻訳人を国家試験により公認していく制度を打ち立てることを決めたのである。そして運用実施機関として商務委員会を選んだ。

その後、商務委員会から貿易に関すること以外の業務を除くため、1994 年に通訳人および翻訳人についての事項はカンマルコレギェットに移行されることとなった。1994 年 9 月 29 日、「カンマルコレギェット通訳人規則」が定められ、試験方法や証明書といった、いわばハード面が整備されたわけである。

カンマルコレギェットでは、第 1 年目には「公認通訳人」のみについての認定試験をフィンランド語、スペイン語、ユーゴスラビア語、アラビア語、イタリア語などの言語で実施した。

第 2 年目からは「法廷通訳人」と「医療サービス通訳人」という 2 種類の専門的エキスパートとして「特別資格通訳人」認定試験が実施されることになった。このふたつの試験の受験資格はすでに、「公認通訳人」であることであった。これらとは別に、翻訳に関する資格試験も導入された。

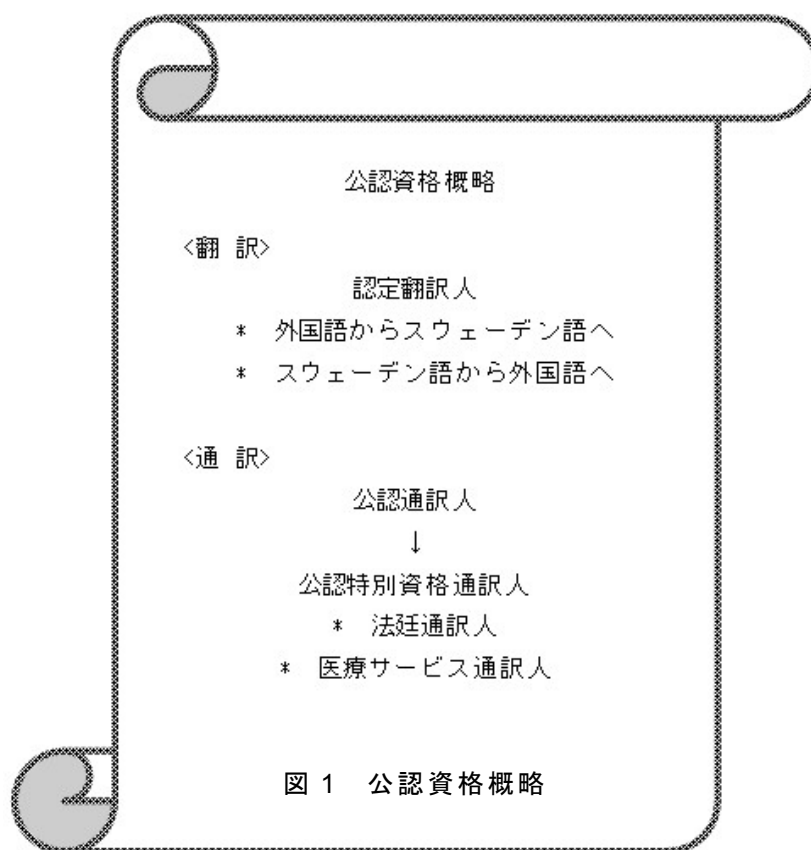
通訳はスウェーデン語と「対象言語」との間の双方向についての資質が問われ

るが、翻訳は高度な技術が要求され、しかも多くの需要があったため、「スウェーデン語へ」の翻訳に関する資格と「スウェーデン語から」の翻訳に関する資格の2種類が用意されている。

1996年には、それまでに設立されていた通訳人や翻訳人の職業団体等との協議を経て、カンマルコレギエットは「通訳人慣習法 (*God tolksed* = 文字通りは<良い通訳業務のあり方>)」というガイドラインを全面的に改訂した。そこでは会通訳とは違い、さまざまな機関やコミュニティで働くことが多いという状況を想定して、通訳人がすべきことやしてはいけないことが細かく規定されているのである。(文末に【資料】として示す。)

公認翻訳人と公認通訳人の認定試験

現在、カンマルコレギエットが実施する認定試験は5種類ある。図1に示すように、大きく分けると翻訳に関わる資格認定が2種類、通訳に関する資格認定が2段階の3種類である。



翻訳に関わる資格認定では、既述のようにスウェーデン語からと、スウェーデン語への両方向で、別々に能力を認定する。ということは、すべての認定翻訳人が両方向で資格を持つわけではない。ここでの翻訳とは行政、司法、医療等の

領域における公式文書翻訳を念頭においている。であるから、これらの翻訳者認定試験は一般的な言い方をすれば、通訳者認定試験よりも高度ないしは難解であるとされている。

スウェーデンでは外国語で記載された書類の手続きには必ず認定翻訳人に翻訳してもらうか、あるいは認定されていない翻訳人が行った翻訳であれば、認定翻訳人の認証印でもって法的に有効にしてもらわなければならない。

次に通訳人に関してだが、カンマルコレギエットの通訳人認定には全般的な領域で業務を行う「公認通訳人」がある。そして「公認通訳人」の有資格者がさらに特別資格認定試験に合格して与えられる「法廷通訳人」認定、そして「医療サービス通訳人」認定の3種類がある。

「公認通訳人」は出入国や移民関係案件を含む行政一般通訳や警察通訳をも含んでおり、試験ではそれらに見合った問題や実技の課題が与えられる。

公認通訳人の資格を得て、さらなる研鑽や経験を積んで一定の条件を満たすと、特別資格認定である「法廷通訳人」あるいは「医療サービス通訳人」認定試験を受験することができる。これらの試験は高度かつ特別な能力検定と位置付けられているからだ。

ちなみに、スウェーデンでは会議通訳者についての認定はしていない。欧州連合(EU)がスウェーデン語と他のヨーロッパ言語との間の通訳についてそれぞれ資格認定試験を実施しているからである。

公認通訳人資格と更新制度

この認定は基本的に合格後5年間有効で、病気や死亡、一身上の理由、就業の関係、年齢などのゆえに辞退をする場合等、更新を希望しない人は1パーセントほどにすぎない。カンマルコレギエットは、有効期限の3ヶ月前にひとりひとりと連絡をとり、5年間の活動報告を求め、更新を希望するか否か、希望する場合には連絡先等に変更がないかを確認し、次回の名簿に収録している。更新の申請用紙にはそれまでの5年間にどういう活動(実務)をしたかを報告するようになっている。通常、書類審査のみで更新される。

なんらかの問題があってカンマルコレギエットが公認資格を剥奪したり、更新を拒否したりするケースはほとんど、発生していない。

公認通訳人通訳人リストが冊子のかたちで毎年、刊行されている。ひとりひとりの通訳人の公認されている言語名と資格、住所や電話番号等の連絡先などがリストアップされており、登載者には毎年1回カンマルコレギエットが電話番号等連絡先の確認をして新登載者の追加を行なっている。裁判所、警察等が当該外国語の通訳を依頼するとき、通訳人翻訳人派遣エージェンシーがクライアントに推薦をするときなどに、この名簿が全国で利用されている。

公認通訳人の報酬

法廷通訳で言えば、公認通訳人と法廷通訳人のどちらの資格認定を受けているかで報酬レートを別々に規定している。言語によってはどちらの資格も持っていないかとも通訳人を務めなければならないような場合、有資格者の報酬よりも低いレートが摘要されるようになっている。言語の希少性や需要の有無ではなく、あくまでも資格の有無を重要視する考え方の反映である。報酬は、国が定め、年1回改定され、全国一律にすべての裁判所で摘要されている。

「公認通訳人」認定試験

公認通訳人認定試験は、第1次試験（筆記試験）および第2次試験（実技試験）を組み合わせたもので、いろいろな言語で実施されている。合格率は公認翻訳人認定試験の約10パーセントを少々上回る程度であることから、決して簡単な試験であるとは言えない。第1次、第2次のどちらの試験においても、実務専門職業人、すなわち裁判官や医師、すでに認定された通訳人、および行政官がチームを組んで試験を実施している。

第1次試験には、基本的に3種類の試験が課される。一般の英語の第1次試験を例にあげてみよう。試験のひとつは英語の単語やフレーズをスウェーデン語に訳すという課題で、75問ある。各問3点までの点数がつけられ、合計225点満点で85パーセント以上の得点で合格となる。

もうひとつは、スウェーデン語を英語に訳す試験で、同様に75問、85パーセント以上の得点が合格基準となっている。

3番目の行政ないしは法律的な知識を問う25問は、1問3点で75点満点の記述式で、質問、回答ともにスウェーデン語である。その内容の正確さのみならず、受験者がスウェーデン語を第1言語としない者の場合には、スペリングやスウェーデン語の作文能力もそこでチェックできるような仕組みになっている。

第2次試験(実技試験)では2種類の試験に合格することが必要となっている。公認通訳人の場合には法廷と病院以外の場所、つまり警察と検察、移民局、福祉施設、行政の窓口等での場合が想定されていることから、かなり広範な知識や語彙が求められるのである。それぞれの分野でのシナリオが用意されており、第2次試験受験者は各分野で複数用意されているシナリオなかから無作為に選ばれた2種類のシナリオを使った試験を受けるのである。もちろんその両方に合格しなければならない。

次に、カンマルコレギェット内で実施され、特別に許可を得た筆者が視察した公認通訳人認定の第2次試験（実技試験）を説明してみよう。

図2に示すように、およそ16畳程度の会議室のような部屋の中央に丸テーブルが置かれ、試験官2名が向かい合って座り、ひとり警察官役、他方は被疑者

役を務める。受験者は、入室時にこの2名の間に座るように指示される。丸テーブルの後方には長テーブルがあり、さらに2名の試験官が受験者の後ろ姿を見る形で着席している。

この長テーブルについている2名の試験官のうち試験官Aはテスト・リーダーと呼ばれ、公認通訳人資格を有する人物で、大学教授としてオランダ語学を教えるとともにEUの会議通訳人でもある。このテスト・リーダーは他の実技試験においてもテスト・リーダーを務めているそうだが、それは言語が違っていても、通訳人のスタンダード化を図るという目的のためだそうである。

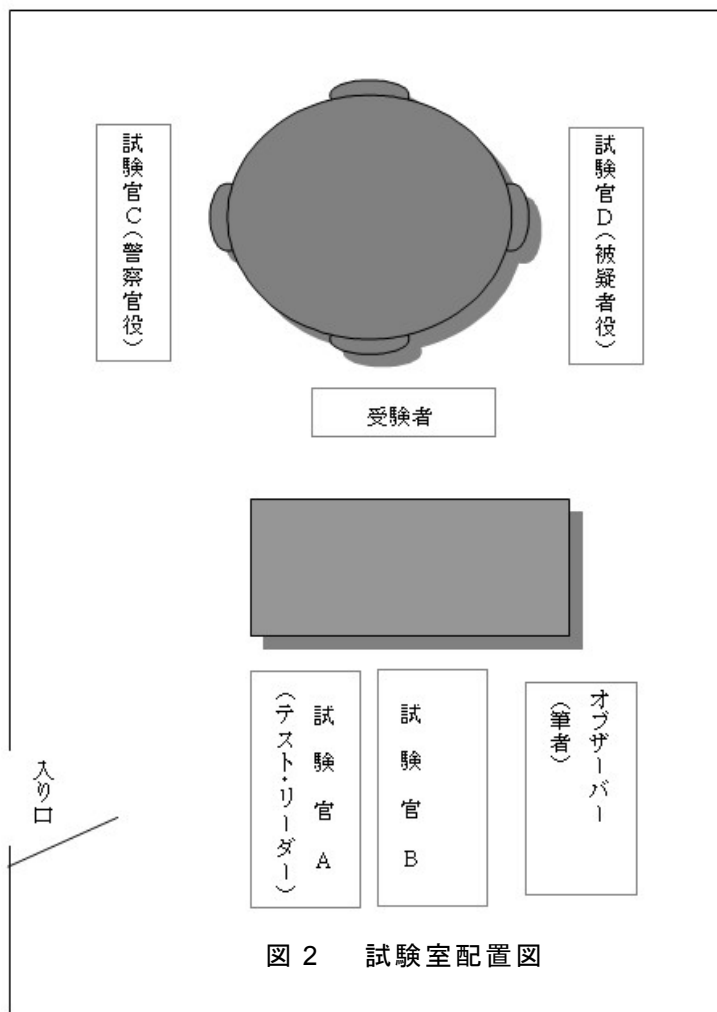
すなわちテスト・リーダーは当該言語の専門家、あるいは通訳人である必要はなく、今回でいえば、アルバニア語については丸テーブルにいた2名の意見を聞いて取りまとめる役割を果たしていたのである。

もう1名の試験官Bはカンマルコレギエットの専任スタッフで、本実技試験における書記として、試験の録取、試験後には必要部分の再生等の機器操作を行ってもいた。被疑者役を務めた試験官Dは、スウェーデン語とアルバニア語の間のみならず、さらに2つの別の言語でも公認通訳人の認定を受けているベテランである。

今回の第2次試験はアルバニア語公認通訳人資格試験で、その日の受験者は1年前に同じ第2次試験で不合格になったが、今回、再度挑戦していた。不合格の場合には、最低1年間は再受験できないという決まりになっているからである。

実技試験は15分ほどで終わるように設定されており、やりとりが記述されたスウェーデン語のシナリオが事前に4名の試験実施官および私に配布されていた。もちろん受験者にはシナリオは示されないままであった。

シナリオには、例えば今回の警察編では、警察官の発言ないしは問いにひとつ



ひとつ番号が振ってあり、それに対する被疑者からの返答や発言が印刷されているだけでなく、キーワードなどにはアンダーラインが引かれ、例えば5点とか3点とかいった配点までもが記されている。これらの試験問題（シナリオ）は、単語や俗語も織り交ぜられており、通常、何種類かが用意されている。もちろん、ときどき改訂もされるとのことである。

試験の実施方法は、警察官役の試験官Cがシナリオの台詞をひとつひとつそのまま読み上げ、受験者はそれを聞いて、必要に応じてメモを取り、アルバニア語に訳していく。

他方、被疑者役の試験官Dはスウェーデン語のシナリオをサイト・トランスレーションでアルバニア語に訳し、今度は受験者にスウェーデン語に訳させるという形式であった。

通訳人の後ろに座っていた2名の試験官はその間、ボールペンを使いながら細かく試験問題（シナリオ）を追い、単語ないしは単語表現、キーワードなどシナリオのアンダーライン部分を細かくチェックしていた。

受験者がつかえたり、とまどったりした場合も、きちんと時間を計り、一定の時間を過ぎた場合には、大きく減点されることになっている。つまり、正確性のみならず、スピードも問われるのである。ということから、試験では所要時間も厳格に記録されていた。

今回の受験者はやりとりをときどき理解できないことがあったようで、そのたびごとに発言者に問い返していた。問い返すこと自体は問題ではないにしても、今回の試験には通常より4分間ほど長い時間、つまり約19分かかったとのこと、減点の対象となったようである。

受験者が退出した後、ディスク録音した部分から何回か必要な部分を聞きなおし、4名それぞれの試験官が採点を行い、各々の採点の累計点を平均して点数化して、成績を出した。こういった評価採点および協議を試験後30分間かけて行っていた。

受験後、別室に控えていた受験者が再度、入室し、試験の結果、評価などが伝えられた。残念ながら、今回の試験結果は再度、不合格であった。

このような実技試験の合格基準は、シナリオのページごとに細かく点数が出され、それを計算して成績をつけるという方式による90パーセント以上の得点であり、私はこの実技試験はかなり難しい試験であるとの印象を受けた。

受験者には単に結論を知らせるだけでなく、テスト・リーダーほかの試験官が、問題点やこれからの課題を15分ほどかけて受験者に丁寧に指摘してもいた。それでもこの受験者は前回以来1年間もの研鑽を重ね、十分に通訳ができるようになったと思っていたようで、結果にはなかなか納得しない様子であった。また、すでにさまざまな分野で通訳として経験を積んでいることを切々と訴え、いろいろ

と説明や釈明をしているようだったが、4名の試験官はそうした訴えに耳を貸し、受験者からの質問にすべて答え、さらに今後の自己研鑽への助言も行なっているようであった。いずれにせよ、評価点が出ているので、結果が変わることはなかった。

試験官たちによれば、今回の不合格の理由は、受験者はアルバニア語を第1言語とする移民であり、通訳自体はかなり上手にできるが、スウェーデン語の正確性に問題があるだけでなく、スウェーデン語の表現力がやや不足していたということである。また、スウェーデン語での聞き取りに問題はないが、スウェーデン語に訳すときにその運用能力の不十分さが目立ったようであった。

「法廷通訳人」および「医療サービス通訳人」認定試験

法廷通訳人認定試験の第1次(筆記)試験は、ストックホルム、マルモーなど全国4都市で、3時間にわたって行なわれている。合格基準は、3種類の試験のそれぞれで80パーセントの得点とかなり高いことはこれまでに述べた。

第2次(実技)試験は、第1次合格者を対象にストックホルムでのみ2時間かけて行なわれている。法廷通訳人実技試験では模擬裁判を行って通訳人としての資質を評価されるのだが、ここでは刑事事件と民事事件の2つに合格しなければならない。それぞれについてシナリオが用意されており、およそ150行にわたって細かい採点基準を設定している。

この実技試験では通訳内容と表現と文法の正確さ、発音などが勘案され、合格基準は90パーセントとなっている。模擬裁判試験実施においては、現役裁判官(フディング地方裁判所とウプサラ地方裁判所の判事)が試験官として参加し、採点にも加わっている。同様に医療サービス通訳人認定のための実技試験時には、医学博士や医師を含む試験官チームが実施にあたることとなっている。

通訳人養成の要としてのストックホルム大学通訳翻訳学研究所(TÖI)

この研究所は専門的・高度職業人としての通訳翻訳者を養成する大学院コースを開設している。司法通訳関係では、ストックホルム大学法学部の教官に通訳人あるいは翻訳人としての法律等の知識を講義してもらう科目を2年に1度開講している。もちろん、スウェーデン語でスウェーデンの法律や法制度などについて講義が行なわれるのである。

研究所は、そのような学内コースを運営するだけでなく、全国の成人教育センターなどで行なわれている司法通訳者トレーニングのカリキュラムを作成したり、運営の指導的役割を果たすよう政府から依頼されて行なったりしている。全国各地でトレーニングセミナーの予定を組み、カリキュラムを用意し、丸1週間、すなわち、月曜日から金曜日までの5日間、集中的に通訳人トレーニングを成人教育として行うのである。

これらのセミナーへの参加は無料であり、旅費、食事を含めた滞在費用、および1週間就業しないために失われる収入分もすべて政府が支払い、補償している。受講生はテキスト代を含むごくわずかな諸経費のみを負担すればよいことになっている。この種の集中的トレーニングの定員は12名であるが、地域ないしは言語によっては最大20名までは受け付けることがあるそうだ。また、受講生が10名以下の場合には、そのセミナーは開催されず、不成立となってしまう。

このような制度は1980年代に入って整備されたのだが、それ以前は通訳人派遣エージェンシーや地方のコミュニティが独自にセミナーを行っていたそうである。しかし、資格認定制度の成立と運用に伴い、今日では大学および公的成人教育機関においてのみ訓練が実施されるようになったのである。認定された経験豊かな通訳人の中から、講師を務める人々も多くなってきたため、以前のように大学からそれほど講師を派遣しなくてもよくなったということである。地域と言語によっては初心者用トレーニングのみならず、より高度なトレーニングコースも開設されている。

なお、この研究所はストックホルム大学の外に1977年に設立されたのだが、政府の指示のもと、1986年にストックホルム大学の一部として正式に組み込まれ、全国の成人教育のカリキュラムおよび教材等の作成とそれらの運営を担うようになっていく。

学内で通訳翻訳コースを修了した者については、自動的にカンマルコレギエットの「公認通訳人」資格を認定されることになっている。しかし、さらに「法廷通訳人」あるいは「医療サービス通訳人」の資格を得るためには、カンマルコレギエットにおいて受験をする必要がある。

司法機関における通訳人運用実態 フディング地方裁判所

通訳人の公判準備についてだが、起訴前の資料を通訳人が公判の始まる前に読ませることはせず、また検察官による冒頭陳述についても事前に渡さないことになっている。なぜならば、公判手続きは基本的にすべて口頭でなされるものだからである。

要通訳刑事事件の傍聴

ある1日の午前中から午後にかけて、3つの要通訳事件を傍聴する機会があった。それぞれ、裁判官がひとりに参審員3人が加わっていた。窃盗、強盗、外国人法違反（不法再入国）事件で、それぞれペルシャ語とポルトガル語とスペイン語の法廷通訳人がついていた。

公判はすべて録取され、マイクロフォンが裁判官と参審員3人の座る列に4本、検察官の座る列（裁判官から見て左側）に2本、弁護人、被告人、そして通訳人

の座る列に2本、設置されていた(計8本)。ただし、通訳人は常に被告人の隣(裁判官席からは遠い方)に並んで座り、ほとんどの場合、被告人に直接、同時ささやき通訳を行っていたので、実際には、通訳人が使った外国語の部分については録取が完全にはなされていないと思われる。この位置関係は、検察官の脇に要通訳の被害者が座る場合も同様であった。

さらに、問題であると筆者が感じたのは、要通訳の被告人ないしは被害者が、裁判官側からすると遠いほうの側にいる通訳人に向かって(すなわち裁判官には背を向ける形で)、しかも傍聴席にも聞こえないくらい、細々とした声でつぶやくような発言をすることが多かったということである。

通訳人のスウェーデン語の発言だけは比較的大きな声でなされていたので録取は十分にできていたと思われるが、裁判官も通訳人も録音機の操作を行なった書記役(日本で言えば司法修習生にあたる人が務めているそうである)もそういった点について何も気にしていない様子であった。

なお、判決言い渡しがあった公判では、逐次通訳がなされていた。

通訳人翻訳人組織

スウェーデンにも通訳人と翻訳人の組織が存在している。1例を挙げるなら、スウェーデン通訳人協会であり、スウェーデン語での呼称は *Sveriges Tolk förbund* (略称 STOF) で、1975年に設立されている。STOFには全国にいくつかの支部があり、それぞれ有料で通訳人訓練・教育を行なっている。STOFの年会費は250 SDK(スウィーデッシュ・クローネ)で、認定を受けている者も受けていない者も、誰でも一定の条件を満たせばメンバーになれる。

カンマルコレギエットで実施されている試験は32言語であるが、実際に要請のある通訳言語は80以上にのぼるといふ。STOFの現在の会員数は約650名で、そのうちの約200名が認定を受けており、協会全体としては45言語をカバーしているとのことであった。認定されている言語について、認定者と未認定者がいるが、それ以外の言語においては認定がなされていないことから、全員が「非認定者」という扱いになる。

このような通訳人組織は、専門的職業人の団体として政府や各機関に意見を述べるといふ利点があり、他方、通訳人に対しては倫理規定や守秘義務や中立性を守るように促がし、問題のある場合には会員としての資格を剥奪することもありえるのである。STOFは季刊(年4回)でニューズレターを発行している。

スウェーデンにおいては、もしスウェーデン語を十分理解しない人が自治体の窓口や事務所に行くときには、希望すれば通訳人をつけてもらう権利があるのは最初に書いたとおりである。また、警察、検察庁、裁判所、刑務所などの司法機関とは別に移民局があり、スウェーデン全体が4地域の所轄に分かれており、そ

それぞれの地域ごとに通訳人が必要となっている。ただ、ストックホルムには通訳人が集中しているため、地方の場合には通訳人がいない、あるいは足りないことが多いそうである。そのため、移民局からの要請に対しては電話通訳で対応せざるを得ないケースもあるようだ。ただ、いずれにしてもスウェーデンには司法、行政を問わず、さまざまな分野での需要があり、STOF もそれらの要請に応えるべく努力しているようである。

なお、公認通訳人についてもスウェーデン公認通訳人協会（*Föreningen Auktoriserade Translatörer / The Federation of Authorized Translators in Sweden: FAT*）が存在している。この協会には 30 言語の翻訳者が登録している。また、ホームページでは翻訳者の言語（対象言語からスウェーデン語への翻訳かスウェーデン語から対象言語への翻訳の別）、氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、専門分野を公開しており、利用者に活用してもらえるようになっている。

まとめ

スウェーデンの国家認定制度の特徴としては、アメリカの連邦裁判所通訳人試験のように言語を少数限定して行うのではなく、需要を勘案して柔軟に対応している点が挙げられる。

そして、特定の場面だけでの状況を想定するのではなく、行政面や警察、矯正施設内での処遇時のコミュニケーション、医療と幅広いサービスを、一定の資質を持った通訳人に任せようというきめ細やかな対応を考慮している点は評価されるべきであろう。

認定有効期間が 5 年間というのも一定の資質を持つ通訳人の確保に役立っていると思われる。さらに、リストを定期的に更新することで、いつも即戦力となる通訳人が確保できるという安心感を依頼する側に与えることにもなっている。通訳人の資格更新手続に関して言えば、実務実績のみならず、研修会等に出たことを報告してフォローアップのトレーニングをした証明書を求めるようにすれば、なおいっそうの通訳人の資質向上に役立つのではないかと推察する。

また、通訳人が安心して業務に専念できるように報酬体系がきちんと決定されているということは、「通訳」という業務が専門的訓練を経なければならない「職業」であると国家が認識している証拠である。だからこそ、大学院レベルで通訳および翻訳の授業が行われ、また各地の成人学級でもその育成に力を注いでいるのである。

翻訳についても同様で、双方向の翻訳の認定試験ではなく、「スウェーデン語から対象言語へ」、そして「対象言語からスウェーデン語へ」という 2 種類の試験が用意されていることは、かなり翻訳についても研究がなされた結果であろう。公認通訳人が日本でいう「公証人」の役割をも果たしていることは一考に価する。

日本でも制度化を検討する場合、スウェーデンのように「きめ細やかな通訳・翻訳サービスの提供」、「柔軟な試験制度の運用」、「公認通訳人の資質の維持」の3点を考慮するのが望ましいのではないだろうか。

【註】 この論文は、平成13年度法務省委託研究、「諸外国における司法通訳に関する法制度等の調査」の筆者提出による報告書『スウェーデンにおける通訳人・翻訳人の国家認定制度とその運用について：比較司法通訳研究・スウェーデン編』（平成14年3月、332頁）を元としている。今回の掲載に当たっては同省司法法制部の承諾を得ているが、ここにその理解と快諾に対して謝意を表明したい。

なお、上記報告書の提出後、筆者は下記文献を入手した。同国における刑事裁判制度の歴史的、社会的背景について詳述されており、本稿のためにも参考になる。最高裁判所事務総局刑事局監修『陪審・参審制度 スウェーデン編』司法協会、平成14年5月、167頁（+資料編25頁）。

筆者紹介： 津田 守 (TSUDA Mamoru) 大阪大学グローバルコラボレーションセンター（同大学院人間科学研究科兼任）教授。フィリピン語および英語の司法（法廷を含む）通訳人でもある。社会学修士（フィリピン大学、1977年）。オーストラリア国立大学太平洋学研究スクール大学院博士課程（政治・社会変動論）中退。専門分野は多文化・多言語社会論、司法通訳翻訳論、フィリピン社会論、ディアスポラ研究。主編著に『世界の大学・大学院における通訳翻訳の研究と教育』（研究代表者）大阪外国語大学、2005年および（続）2007年、「司法通訳翻訳」、「在日フィリピン人の言語使用」真田信治・庄司博史編『事典 日本が多言語社会』岩波書店、2005年などがある。

【資料】

通訳人慣習法

(スウェーデン語からの邦訳：永森早苗)

公認通訳人のためのガイドライン 1996

[編注：公認通訳人・翻訳人のための倫理規定を含む]

内 容

1. 序文
2. 通訳人の活動
 - 2.1 通訳人翻訳人政令
 - 2.2 カンマルコレギエットの通訳人規則
3. 証拠書類
4. 回避、守秘義務、証言の義務
 - 4.1 回避
 - 4.2 守秘義務
 - 4.3 証言の義務
5. 他の通訳人法律規定の注釈

1. 序文

この指導要綱は第1に公認通訳人を対象としている。ここに挙げられた勧告は、通訳業務を受任する他の者にとっても貴重である。ここではおもに移民通訳人の状況が取り扱われているが、原則は他の通訳分野、例えば手話通訳人や盲聾通訳人にも指導的な役割を果たすことができる。この記述は、通訳人を使う者にも、通訳人がどのように働いているかという情報を与えている。

指導要綱は原則を中心に形成されている。つまり、この記述においてあらゆる難問の回答を見出すことはできない。問題がある場合は、規則や勧告の語句を逐次追うより、その精神に従うほうがよい。多くの場合、それぞれのケースにおける状況から判断しなければならない。

国の通訳人公認に関する規定は、政府によって制定された通訳人と翻訳人に関する政令（1985：613）、通訳人翻訳人政令の中にある。カンマルコレギエット（訳注．*Kammarkollegiet*：法務省の下に置かれる中央官庁）は、通訳人を公認する責任を持ち、公認通訳人の活動を監視する官庁である。カンマルコレギエットは、カンマルコレギエットの通訳人規則（KAMFS 1994：1）の中で、政令の適用規則を作成した。

通訳人に関する規定は、他の幾つかの法令にもある。重要なものは：

- 訴訟法、
- 行政訴訟法（1971：291）、
- 行政法（1986：223）、
- 一定の通訳人翻訳人の守秘義務法（1975：689）、
- 秘密法（1980：100）、

である。

法律規定は、第4部、第5部で、さらに注釈が行われる。第2部と第3部では、通訳人翻訳人政令とカンマルコレギエットの通訳人規則の注釈が行われる。

2. 通訳人の活動

2.1 通訳人翻訳人政令

「公認通訳人又は翻訳人は依頼された職務を良心的に遂行し、総てにおいて良い通訳人又は翻訳人の慣習を守る。

公認通訳人又は翻訳人は、彼らの公平性又は独立性への信頼を失うような特別な事情がある場合は、職務の遂行を断わらなければならない。」

（第9条 通訳人翻訳人政令）

「良い通訳人慣習」

第9第1項にある「良い通訳人慣習」という表現は、この分野にある規則、通訳人の中で発達した職業上の慣習、カンマルコレギエットの通訳人分野での監視や発展活動によって作られた慣習、これらを総合した概念である。良い通訳人慣習には、通訳の場で、自分自身と通訳人職業団体への信頼を得て、それを維持するために、各職業通訳人に対する適正な要求が含まれている。次の部門では、良い通訳人慣習の内容について一般的な指導を行う。

公平性

第9第2は、通訳人を使う者が、公平で独立した通訳人の立場を常に信用できなければならないと強調している。下記に述べる幾つかの規則は、この信用を維持するために通訳人は何を遵守すべきかを取り扱っている。一般的な回避の規則は、特別に4.1で取り扱われる。

2.2 カンマルコレギエットの通訳人規則

通訳人の職務に対する適切さ

「公認通訳人は、職務を受任する前に、又は職務を行う前に、自分はその職務を行うに適切な人物であるかを十分に考慮しなければならない。通訳人は、職務を行う能力が十分でない場合、又は他の理由で適切でない場合、職務を断らなければならない。」

（カンマルコレギエットの通訳人規則）

通訳人は職務を受任する前に、できるだけたくさんの調査をし、通訳が十分に行える可能性があるかを判断すべきである。通訳人はまた、起こり得る回避が最初から発見できるように、できるだけ情報を集めるべきである。職務の依頼者にとっても、通訳人に必要な情報を与えることは重要なことである。

通訳人は、適当な準備の後、通訳ができないと判断した場合、職務を受任すべきではない。通訳人が、通訳中に職務の遂行は困難と分かった場合は、その旨を双方に伝えるべきである。難しさが自分の能力を超える場合は、原則として職務を降りるべきである。

どのように通訳を行うか

「通訳中、公認通訳人は、総ての情報をできるだけ正確に通訳しなければならない。」

(カンマルコレギエットの通訳人規則)

通訳人の任務とは、同じ言語を話さない者の間に立って会話を可能にすることである。通訳人は伝達された総ての情報を、他方の言語で表現しなければならない。言われていることの中で、何が重要であり、または重要でないかの判断は、通訳人の任務に含まれない。情報伝達の原則は、“黙秘、追加、変更をしない”という証人宣誓の一節でまとめることができる。

優れた通訳をするためには、伝達事項が、総てのニュアンスとともに、他方の言語で、できるだけ正確に表現されることが要求される。これは、用語や表現ができるだけ対応して表現されることである。感情の表現や、強調の表現は、弱められるべきではない。

通訳人は、ついていけなくなったり、または情報を落としたりする危険性がある場合、適切なやり方で、話しを中断することができる。通訳人は、用語を翻訳できない場合、別な言い方で表現してもらうよう依頼すべきである。通訳人が、通訳時に、何かを間違えて通訳したり、または抜けていたと後で気づいたりした場合、そしてそれが最小限の意味しかもたなくても、双方は直ちにそれを知らされるべきである。

双方のどちらかを無視した議論はすべきではない。通訳人は、聞き違いの時とか、通訳人自身が表現を理解できなかった場合だけ、答えたり質問したりすべきで、その時は他方に、問題となっている事項を知らせなければならない。明確化、または確認を意味する繰り返しの質問は、もちろん通訳されなければならない。

通訳人は、通訳とは関係のない者からの話によって妨害されたり、中断させられたりすることがある。通訳時に、双方のどちらかが、「外部の者」と話しをし、その話題が通訳のテーマに関連している場合は、話は通訳人によって通訳されるべきである。会話が全く別な話題であれば、例えば個人的な話題であれば、通訳人はその旨を他方に伝えるだけでよい。「妨害」する者が、どちらの方とも会話をせず、言われている事柄が明らかに重要でなければ、通訳人はそれを通訳する必要はない。

一般的助言

通訳人は単語集やメモ用紙等の補助用具を持参することができる。日付、数字、名前をメモしたり、通訳中に記憶のメモを書くことは、情報が脱落したり、間違っただけで伝達される危険性を減らしている。通訳終了後、双方の同席のもとで、書いたメモを破棄することが適切なこともある。

通訳は高度な集中力を要求し、骨が折れることもある。通訳人は、長時間の通訳の時には、適当な間隔を置いて、短い休憩が必要である。しかし通訳人自身が、一連の発表や説明の最中に、休憩を要求するのは適切ではない。

通訳人があらかじめ双方に、自分の役割について伝えておくのは、よいことである。

例えば次のような情報を伝えておくことができる：

- 双方とも、通訳して欲しくないことは言わない。
- 双方とも、自分の発言を短くし、不必要な専門用語、スラング、職業仲間同士で使う特異な言葉はさけるよう努力すべきである。
- 双方のどちらかが、1つの言葉や表現がわからなかった場合、その方自身が、通訳を通して、他方に説明を依頼する。
- 双方とも、通訳人ではなく、お互いに対して話しをする。
- 通訳人は、言われたことは第1人称（私は、のタイプ）で表現する。
- 通訳人は中立であり、通訳の場で誰かの味方をしない。
- 通訳人は守秘義務の規則を守る。

中立性と公平性

「公認通訳人は、通訳の職務を遂行する時、自分の意見や価値観を述べたり、それが他の方法で通訳に影響を与えたりしてはならない。」

(カンマルコレギエットの通訳人規則)

通訳人を使う者は、通訳人はどちらか一方の味方をしない、または不当な取り扱いをしないということを、信用できなければならない。双方からこのような信用を得るための1つの前提条件は、通訳人は、通訳が関連する問題について中立を保つことである。従って、通訳人は、職務を行っている時は、争点について自分の考えを述べてはいけない。このことは、通訳人が職務を受けた時から職務を終えるまで、あらゆる時点でいえることである。さらに、通訳人の双方に対する見解は、通訳に影響を与えてはならない。

双方に関する、または双方の事情に関する通訳人自身の知識は、通訳時、言及されてはいけない。通訳人が、通訳に関係のある他の実情について質問される場合、そして質問者が通訳人は特別な知識を持っていると期待している場合、例えば外国の事情について、通訳人は発言するかどうかを十分に考慮すべきである。通訳人の答えは、

片方に味方をしていると解釈される可能性がある。間違った情報が、結果を意図したり、通訳人の信用を損ねたりするものであってはならない。

ここで記述された事柄は、普段、通訳に先行する日常会話には適用しない。このような会話では、通訳人は勿論、自分の見解や知識を述べることができる。

通訳以外の職務

「公認通訳人は、通訳をしている時、一方に対して他方の代表をしてはいけない。公認通訳人は、通訳をしている間、通訳以外の職務を行ってはいけない。」

(カンマルコレギエットの通訳人規則)

通訳人は、依頼の有無にかかわらず、例えば質問をしたり、「代理人」のように振舞うことにより、どちらか一方の助手であったり「手配者」であってはいけない。通訳人は、争点について自分の考えを述べてはいけないことと同じ理由で、通訳時に他の誰かの考えを代表してはいけない。

通訳人は中立的な立場にあるので、通訳中、通訳以外の職務、例えば記録をとったり、テープレコーダーを操作したりしてはいけない。通訳をすること自体、高度な集中力が要求される。したがって、通訳人が、いくつかの職務で注意が散漫になるのは適切ではない。

通訳人は、職務は通訳人の職務ではあるが、通訳の場所以外で行われる場合、どの職務であれば行ってもよいかは、ケースバイケースで判断する。通訳人は、1人で来ることのできない人を迎えにいたり、通訳後、例えば薬局に同伴したりするという仕事は、多くの場合、彼の公平さを問われることなく行えると思われる。しかし、そういう仕事は、受けた職務の中に含まれるものであり、自分のイニシアティブで行うものではない。

通訳人が、通訳の職務以外の仕事を引き受ける時は、将来、回避という問題が起こりうることに注意をすべきである。

「公認通訳人」という肩書

「公認通訳人」は、文書上の翻訳を行う場合、翻訳に、又は付随する書類に、「公認通訳人」という肩書を付けてはいけない。

(カンマルコレギエットの通訳人規則)

通訳人と翻訳人との違いは、一般の人々にとって常に明確ではない。第18条の規則は、誤解を防ぐために作られた。「公認通訳人」という肩書は、文書上の翻訳が、社会から試験を受け、その分野で資格を持つ者によってなされたと受け取られることがある。肩書が他の言語に翻訳されると、誤解の危険性はさらに高くなる。

通訳人は、マーケティングの時や、職務の依頼者と交流する時、公認の肩書を、あたかも記録された翻訳人の資格のごとく使うことは避けるべきである。通訳人は、翻訳業務を依頼された場合、彼の通訳人としての公認は、口頭のコミュニケーションだけを意図していることを伝えるべきである。

3. 証拠書類

「公認の再新や、特別資格証明付き公認の再新を申請する公認通訳人は、公認通訳人としての活動、又は他の言語的活動を報告しなければならない。」

(カンマルコレギエットの通訳人規則)

通訳人翻訳人政令によると、通訳人としての公認または特別資格の証明は、5年間有効である。通訳人は、公認や証明を再新したい場合、それを申請しなければならない。彼は申請の際に、公認通訳人としての活動と、その他の言語的活動を報告しなければならない。この報告の根拠を得るために、行った総ての通訳業務を継続的に書類に記録しておくことは適切である。

証拠書類によって業務ごとに明確にされるべき事項は：

- 1) 業務の依頼者または斡旋者、
- 2) 通訳の主題、
- 3) どの言語との間で通訳が行なわれたか、
- 4) 費やしたまたは報酬となる時間、

である。

4. 回避、守秘義務、証言の義務

ここでは回避、守秘義務、証言の義務の規則が取り扱われる。これらの規定の一部は、特別に、通訳人を対象とするが、他の規定は、一般的に、官庁や裁判所の活動に触れたり参加したりする者に適用される。これらの規則は、第1に、個人を保護するために規定されているが、場合によっては、公共の利益を保護している。規則は、双方が通訳人に信頼感を抱くことに役立っている。

4.1 回避

回避についての規定は、なかでも、通訳人翻訳人政令第9条第2項と行政法第11条、12条にある。裁判所での通訳人回避に関する特別規定は、訴訟法第5章第6条第4項にある。

回避の理由

通訳人が、双方の信頼を受けるためには、彼が公平であり、かつ公平であると受け取られることが重要である。通訳人の公平である能力が問題になる場合がたびたびある。

次の場合、回避となる：

- 問題が通訳人自身か近親に関係している、
- 通訳人か、通訳人に近い関係を持つ者が、問題に関係する者、または問題に強い利害関係をもつ者の代理人である、
- 通訳人が、問題において、代理人か補佐人になった（またはなっている）、
- 通訳人が、負債や他の理由で、双方のどちらかに経済的に依存している、
- その他、通訳人の公平性の信頼を損なうような特別な事情がある。

回避が存在する場合は、公平性の問題が明らかに意味を持たない場合を除いて、通訳人は職務を放棄する義務がある。回避が存在するかどうか不確かな場合は、通訳人は、これを双方に伝え、どのように事態を判断するかにつき、双方と同意に達するべきである。これは、通訳がすでに始められた場合でも同様である。

通訳人は、通訳人の独立性と公平性が問題とならぬよう、給料、報酬、その他の相当する補償以外に、職務を行う上で彼に影響を及ぼすと思われるような贈り物を、通訳前、通訳中、通訳後に、受け取るべきではない。

4.2 守秘義務

通訳人の守秘義務は、一定の通訳人翻訳人の守秘義務法で、特別に規定されている。この法律は、通訳人が官庁から依頼される時は適用されない。その時は、代わりに秘密法が適用される。

一定の通訳人翻訳人の守秘義務法

一定の通訳人翻訳人の守秘義務法は、公認通訳人だけに適用され、通訳人が官庁以外の所から依頼された時だけ適用される。法律の主要規定は次の通りである：

「通訳人又は翻訳人として職務を遂行した又は遂行する者は、個人の私的事情、職業上の秘密、商業的事情、国家の安全にとって重要な事情について職務上知り得たことを、不当に漏らしてはならない。」

つまり、法律が規定する守秘義務は、数え上げた種類の情報だけに適用される。“不当に”という言葉は、あらゆる状況でこの守秘義務が適用されるわけではないことを強調している。なかでも、例外とされるのは、準備された、または進行中の犯罪を直ちに申告する義務という刑法の規定である。しかし、ここでは一定の重い犯罪、例えば重殺人、軽殺人、誘拐、強盗、重器物損壊、サボタージュ、スパイ行為、だけを意図している。この場合、通訳人は、警察官か検察官に申告することによって、守秘義務を破らなければならない。もう1つの例外は、4.3で扱われる裁判所での証言である。

秘密法

官庁や裁判所での活動には、情報公開の原則が適用されている。この原則は、公共の活動によって生じた情報は一般の人々にとって入手可能であることを意味する。しかし秘密とされた情報は自由に手渡してはいけない。官庁や裁判所で、通訳時に、ある情報を知り得た通訳人は、秘密法に含まれ、官庁や裁判所の役人と同様に、発言の自由——と守秘義務——を持っている。秘密法では、いつ、情報が公共の活動において秘密であるかが規定されている。この法律は秘密政令（1980：657）によって補充されている。これらの法令の規則は複雑であるので、この記述では、規則の内容の説明は省略する。通訳人は、通訳が官庁で行われる時、その官庁ではどのような規則が適用されているかという情報を得るよう努めるべきである。秘密法の草稿によると、各官庁は、どの秘密規定がその活動で適用されているかを、自発的に伝えるべきである。

注釈

通訳人は常に、守秘義務の目的、つまり、ある情報が漏れることによる被害を防ぐこと、を思い出すべきである。このような状態を避ける為に、通訳人は、当事者や当事者の事情について、他方と話し合うべきではない。この規則は、職務依頼者や通訳斡旋所に対しても守られるべきである。

4.3 証言義務

訴訟法では、原則的に、事件の当事者でない者は各自裁判所で証言をする義務があると規定されている。この市民の義務は、もちろん通訳人にも適用される。証人として召喚された場合、出頭する義務があり、そして事件に関連する事情や出来事をできるだけ客観的に説明しなければならない。証言することは、どちらか一方に味方をするのではない。したがって、証言義務と、通訳人の公平性と中立性の要求とは、相反するものではない。裁判所で証言を行う時、普通、守秘義務に含まれる情報も伝える義務がある。しかし、訴訟法第36章第5条で、証人に守秘義務がある事項については、証人は質問されないという、いくつかの特別な例外を挙げている。通訳人が守秘義務のもとで、この条項の中で指定された人物、つまりある事情についての証人として質問されない人物、の援助をした場合、その事情についての証人尋問は通訳人に対しても行われぬ。そのような人物の例は、弁護士、医者、看護婦、家族相談事務所の相談員である。訴訟法のこの規則は、普通裁判所と行政裁判所の両方で適用される。

5. 他の通訳人法律規定の注釈

直接通訳人にかかわる法律規定は：

- 訴訟法、
- 行政訴訟法（1971：291）、

- 行政法（1986：223）、にある。

訴訟法

普通裁判所（地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所）での裁判はスウェーデン語で行なわれる。訴訟法第5章第6条によると、当事者、証人、または法廷で質問される他の者がスウェーデン語に熟達していない場合、通訳人が依頼される。裁判所にいわゆる一般通訳人（裁判所で採用されている通訳人）がいれば、彼が依頼される。その他の場合、裁判所は事件の通訳人として適切な人を任命する。

法廷通訳人に任命された者は、通訳人としての職務を「最善の能力で遂行する」という宣誓を行う（訴訟法第5章第7条）。通訳人は、裁判所での、将来の法廷通訳人としての職務の宣誓、いわゆる一般的通訳人宣誓を行うことができる。訴訟法第5章第8条では、通訳人の報酬について述べられている。

行政訴訟法

行政訴訟法は、行政最高裁判所、行政高等裁判所、行政地方裁判所の裁判権の行使に適用される。第50条～第52条には、訴訟法第5章第6条～第8条と原則的に同じような通訳人規定がある。通訳人という概念は、行政訴訟法の中では、1つの言語から他の言語へと口頭で通訳する者と、書面上で書類の翻訳をする者の両方を意味している。

行政法

行政官庁での問題の取り扱いに適用される行政法では、第8条に、通訳人に関する規則がある。官庁は、スウェーデン語に熟達していない者（または重度の聴覚か言語障害を持つ者）と関係をもつとき、必要であれば通訳人を依頼すべきである、と規定の中で指示されている。

規定の法案（prop 1985/86：80）によると、諸々の理由で、官庁との関係において通訳人を必要とする者は、可能な限り、そのような援助が受けられるべきである。官庁は職務に適切な者を任命しなければならない。官庁は、公認通訳人がいる時は、原則的にそれを使うべきである、と法案の中でいわれている。

行政法では、通訳人という概念は、口頭で通訳を行う者と、書面上で書類の翻訳を行う者の両方に使われている。

